

CLS 決済について、CLS-BANK は過日、SWIFT を介した MT300 を利用したコンファメーションの受領を取引相手方に求めないとする趣旨の推奨を行った。東京外国為替市場委員会では、銀行等間外国為替市場における取引のコンファメーションのかなりの部分が MT300 の交換によって行われていたことに照らせば、CLS-BANK の推奨が市場全体に影響すると考え、様々な角度から検討を加えて来た。今回公表する「CLS 決済でのコンファメーション (MT300) 廃止時の留意点」(以下、本書面) は、こうした検討の成果を取り纏めたものである。本書面作成に当たりご協力頂いた各金融機関の方々に、心より感謝申し上げたい。

もとより市場で執行された取引の確認方法は取引当事者の自主的な選択に任されているものであって、本委員会は今回の「CLS-BANK の推奨」自体について賛否を示す立場にはない。しかし、MT300 の交換が行われないことになれば、それを前提として構築されていた為替取引の取引確認システム等に大きな影響が及ぶことになる。その結果、CLS に直接参加している金融機関だけでなく、間接的に CLS 決済を行っている金融機関の決済業務に様々な負荷をかける可能性が高い。

本書面で採り上げた論点の中には、現時点では現実化しておらず仮定に止まるものがあるほか、また将来的な検討事項と位置付けられるものもある。本委員会としては、CLS 決済に参加している各金融機関が、CLS 決済におけるコンファメーション廃止に当たって、不測の混乱に陥ることの無いよう本書面を積極的にご活用頂くことを願っている。

なお、CLS が銀行等間外国為替市場の重要なインフラであることを考えると、今回のように、CLS 内部での取扱いの変更が市場全体に影響を及ぼす事例が再び発生することが予想される。本委員会としては、CLS-BANK をはじめ既に市場の公共財的存在になっている民間会社において、市場全体に目配りした意思決定が行われるよう強く期待するところである。

2004年7月7日

東京外国為替市場委員会

議長 荻野 哲司

決済小委員会委員長 市川 亨

CLS 決済でのコンファーマーセッション (MT300) 廃止時の留意点

1. 取引確認における留意点

「MT300」の廃止(注)は、場合によってはCLS参加金融機関(以下、参加金融機関)が取引を確認する上で、従来以上の困難さをもたらす可能性が高い。後述するように、CLSでの決済トラブルが発生した場合に限らず、生じ得る様々な問題に対処するため、各参加金融機関は取引のエビデンスとなるものを法令・規則・事務手続等の規定に基づき保管することが求められる。

(注) CLSはCLS決済為替取引につき、本年9月末をもって、MT300の交換を相手方に求めないことを市場慣行とすることを提言している。これに従い、本年10月以降、MT300発信を取り止めるCLS参加金融機関が出現することが予想される(全参加金融機関が一斉に発信を取り止める訳ではない)。

2. CLS 決済トラブル発生時の留意点

(1) CLSに障害等トラブルが発生した場合、MT300でのコンファーマーセッションが廃止されていることを前提とすれば、取引自体が有効か否かの確認ができなくなる、もしくは確認が遅延する可能性が生じる。各参加金融機関は、こうした確認をどのように行うのか、またこの確認行為を行內的にどう位置付けるのかを十分検討しておく必要がある。

(2) トラブルが大規模な場合、一般的にはCLS全体として取引の決済繰延という処理が想定される。それ以外の場合には取引当事者間の合意に基づき、OUT-CLS取引としてCLS外決済に変更される取引もある。この場合には、当該取引をバックオフィス間で確認することが必要となり、確認の手段としてMT300の相互発信を推奨する。

(3) 電子ブローキングによる取引においては、CLS決済取引として約定したものをNON-CLS取引へ変更する等の場合でも、システム上訂正された決済情報を通知するような対応が困難であるため、取引の当事者間で当該取引の決済方法変更を相互確認することが必要となる。

(4) また、ボイスブローカーを介した取引において決済方法を変更する場合は、ボイスブローカーに対し、決済方法の変更を通知することが必要となる。この場合、通知を受けたボイスブローカーは、遅滞無くブローカーコンファーマーセッションを修正、再作成し、取引金融機関に送付することが求められる。

(5) 各参加金融機関は、上記のような事態を想定した上で、行内事務手続の改定や新たな手続の策定等の対応を準備することが望まれる。

3. コンファーマーセッション廃止のシステム対応遅延時の留意点

(1) MT300 廃止についてのシステム対応が、MT300 廃止が予定されている 9 月までに合わなかった場合、各金融機関は MT300 の受信側、送信側双方の立場での対応が必要となる。

(2) MT300 の受信側の立場でのシステム対応が遅れた場合、MT300 が受信されないことにより自らのシステム内で取引確認のアンマッチが生ずる可能性がある。上記事態に対しては、別のソフトウェアでアンマッチを解消する方法や、取引の相手側に MT300 の継続発信を依頼する等の対応が必要となる。

(3) MT300 の送信側の立場でのシステム対応が遅れた場合には、取引相手方に MT300 が発信され続けることになるが、市場慣行に照らして特に問題はない。

(4) いずれの場合においても上記のようなインフラの整備やそれに伴う行内事務手続の制定・改定といった対応を各参加金融機関は準備することが望ましい。

4. Third Party 取引の留意点

(1) Third Party も MT300 廃止に関する上記 1 から 3 の事項について十分な検討が必要である。特にシステム対応等のインフラの整備やそれに伴う事務手続きの制定・改定については特段の注意が求められる。

(2) Third Party には CLS から MT300 廃止についての情報が直接的には伝達されないため、Third Party は、その CLS 決済を介するセトルメントメンバー或いはユーザーメンバーと緊密に連絡し合い、MT300 廃止について万全な対応を取ることが望ましい。

5. 追記

(1) CLS 決済でのトラブル発生に関わり無く、例えば取引相手が一方的に取引をレシンド(一旦 CLS 決済システムに登録した取引を決済日前日までに CLS 決済上無効扱

いとすること)した場合等に、当該取引を確認する際にも MT300 を利用することは有用と思われる。各参加金融機関はこうした臨機応変な MT300 の活用も排除すべきではないと考える。

(2) 投信為替の CLS 決済化は現段階ではそれ程進んでおらず、CLS 決済での MT300 廃止は現時点では投信為替の取扱いに特段の影響を与えていない。但し、将来的に投信為替の CLS 決済化が進めば、MT300 廃止の投信為替に与える影響について再検討する必要があるものと思われる。

以上